

# 大津市立藤尾小学校PTA個人情報取扱規程(案)

大津市立藤尾小学校PTA規約第13章に基づき、次のように定める

## 第1条 目的

この規程は、大津市立藤尾小学校(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## 第2条 定義

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報:生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む)をいう。
- (2) 保有個人情報:本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3) 本人:前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人又は未成年個人の保護者をいう。
- (4) 事務局員:本会の事務局を構成するものをいう。
- (5) 運営委員:本会の運営委員会を構成する者(事務局員を含む)をいう。

## 第3条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

## 第4条 個人情報保護管理者

本会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 本会における個人情報管理者は、本会会長とする。
- 3 本会会長は、本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、個人情報取扱者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 本会会長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 5 本会会長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する事務局員に委任することができる。

## 第5条 個人情報取扱者

本会における個人情報の取扱者は、事務局員および事務局員が任命した者とする。

## 第6条 秘密保持義務

個人情報の管理者・取扱者は、業務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第7条 個人情報の収集

個人情報の収集は、本会活動に必要な範囲内で適正かつ公平な手段により収集し、利用目的を明確に定める。ただし要配慮個人情報(思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報)については取得しないものとする。

## 第8条 個人情報の利用

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA 会費の徴収事務、管理業務
- (2) PTA 活動に必要な名簿の作成
- (3) 各種行事の案内
- (4) 資料等の配布
- (5) PTA 活動の諸連絡
- (6) 事務局員の選出
- (7) 学級世話人の選出
- (8) PTA が加入する保険の手続き
- (9) 広報誌、ホームページ等への掲載
- (10) 管理者が特に認めた場合

## 第9条 利用目的による制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規程により特定された利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

## 第10条 個人情報の管理

個人情報管理者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざんおよび漏洩の防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人情報の安全管理について受託者が講ずるべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

## 第11条 第三者への提供の制限

本会は、収集した個人情報は事前に定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

## 第12条 第三者からの提供

本会は、第三者(第11条第1号から第4号の場合および、県、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する(事業者ではない個人からの提供の場合は記録不要)。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### 第13条 保有個人情報の開示請求

本会は、本人から保有する個人情報の開示を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

#### 第14条 保有個人情報の訂正または削除請求

本会は、本人から保有する個人情報の利用停止、追加、削除を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

#### 第14条 漏洩時等の対応

個人情報を漏洩(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告し、適切な措置を講ずるものとする。

#### 第15条 苦情

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

#### 第16条 研修

本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

#### 第17条 規程の改廃

本規程の改廃は、運営委員会で審議し、総会においてPTA会員の過半数の承認を必要とする。

付則 この規程は、令和4年8月1日から施行する。